函館市介護保険利用者負担額減免取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は，要介護被保険者または要支援被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）が介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第５０条または第６０条の規定による介護給付または予防給付に伴い負担する額（以下「利用者負担額」という。）の減免に関し，函館市介護保険規則（平成１２年函館市規則第５０号。以下「規則」という。）および函館市介護保険運営要綱に定めるほか必要な事項を定めるものとする。

（原則）

第２条　利用者負担額の減免は，居宅介護サービス等を受けた要介護等被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が，負担能力の低下等により利用者負担額の支払が困難であると認められるときに行うものとする。

（減免の対象事由）

第３条　利用者負担額の減免の対象事由は，次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合とする。

(1) 要介護等被保険者または主たる生計維持者が震災，風水害，火災その他これらに類する災害により住宅，家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合であること。

(2) 主たる生計維持者が死亡したこと，またはその者が心身に重大な障害を受け，もしくは長期間入院したことにより，その者の収入が著しく減少した場合であること。

(3) 主たる生計維持者の収入が，事業または業務の休廃止，事業における著しい損失，失業等により著しく減少した場合であること。

(4) 主たる生計維持者の収入が，干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作，不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合であること。

（申請書の提出等）

第４条　利用者負担額の減免を受けようとする者は，規則第４条に定め

る介護保険利用者負担額減免申請書および被保険者証に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 生活状況申告書（別記第１号様式）

(2) 給与証明書（別記第２号様式）または収入（無収入）申告書（別記第３号様式）

(3) その他申請理由を証明する書類（り災証明書，盗難証明書，離職証明書，身体障害者手帳，雇用保険受給者証，医師の意見書等）

（介護給付等の額の特例の適用）

第５条　市長は，申請があった場合において，第３条各号に掲げる事由のいずれかに該当し，かつ一時的または臨時的に利用者負担額の支払が困難であると認める場合は，期間を限定して，次の各号に掲げる区分に応じ，介護サービス費等の給付割合を変更するものとする。

(1) 第３条第１号に該当する場合において，要介護等被保険者および本人と生計を一にする者（以下「生計同一者等」という。）の前年中の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の合計額が１，０００万円以下で，かつ，生計同一者等の所有に係る住宅，家財または，その他の財産（以下「住宅等」という。）につき災害により受けた損害の金額から保険，損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額（以下「実損額」という。）がその住宅等の価格の１０分の３以上であるときは，合計所得金額および実損額の程度区分に応じ，給付割合を別表１のとおりとする。

(2) 第３条第２号，第３号もしくは第４号のいずれかに該当する場合において，かつ，一時的または臨時的に生計同一者等の生活が著しく困難な状況（以下「生活困難状況」という。）であると認めるときは，その程度および区分に応じ，給付割合を別表２のとおりとする。

（生活困難状況の認定方法）

第６条　前条第２号に規定する生活困難状況の認定は，生活保護基準月額と当該世帯の過去３か月の平均実収月額とを比較して行うものとす

る。

2　前項で規定する生活保護基準月額とは，生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の基準表の生活扶助，住宅扶助，教育扶助および各種加算に基づき算出した額とする。

3　第１項で規定する当該世帯の過去３か月の平均実収月額（以下「平均実収月額」という。）とは，次の各号により算定された額を合計して算定した実収月額の過去３か月分の平均額とする。

(1) 給与収入の場合は，給与額（年金を含む。）その他の収入を合算した額から所得税，住民税，社会保険料等を合算した額を控除した額

(2) 実業収入の場合は，当該事業から生ずる収入にその他の収入を合算した額から収入に必要な経費を控除した額

4　別表２に規定する利用者負担額減額割合は，次の各号により算出する。

(1) 平均実収月額から生活保護基準月額を差し引いた額を介護給付費充当可能額とする。

(2) 利用者負担見込月額から介護給付費充当可能額を差し引いた額を利用者負担額減額措置額とする。

(3) 利用者負担額減額措置額を利用者負担見込月額で除して，１００を乗じたものを利用者負担額減額割合とする。

(4) 在宅サービスを利用するときの利用者負担額見込月額は，要介護等被保険者の要介護度区分に応じ，別表３のとおりとする。

(5) 施設サービスを利用するときの利用者負担額見込月額は，要介護等被保険者の要介護度区分および入所施設区分に応じて特定される１日当たりの単位に３１を乗じて得た単位に１単位当たり１０円を乗じた額から，１００分の９０，１００分の８０または１００分の７０を乗じた額（１円未満切捨て）を差し引いた額とする。要介護度区分および入所施設区分に応じて特定される１日当たりの単位は当該入所施設における介護報酬告示上の単位とする。

（介護給付等の額に係る特例の適用期間）

第７条　第５条の特例を適用する期間は，当該特例の適用を開始する月（以下「適用開始月」という。）から連続して３か月以内とする。

２　前項の規定にかかわらず，市長は，その期間を経過してもなお利用者負担額の支払が困難と認めるときは，再度申請を受けた上，連続して６か月以内を限度として適用を延長させることができる。

３　第１項の適用開始月は，原則として申請日の属する月以降とする。

（審査の要領）

第８条　市長は，第５条各号の規定の適用の可否を審査するに当たって，申請があったときは，その申請内容が事実と相違ないか調査確認し，別記第４号様式の調査票を作成するものとする。

２　市長は，前項の調査確認に際して，必要があると認めるときは，法第２０２条の規定に基づき，文書その他の物件の提示を命じ，または当該職員に質問させることができるものとする。

（適用除外）

第９条　第３条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する世帯であるときは，減免の措置は行わないものとする。

(1) 蓄積された資産（居住用財産を除く。），退職金，保険金，保証金，仕送り等により当面の生活に支障のない世帯

(2) 生活困窮の状況が，近い将来において利用料の減免を要しない状態となる見込である世帯

(3) 前年度までの保険料を完納していない者（納付相談を経て分割等の方法により納付を履行している者を除く。）を有する世帯

（減免の却下等）

第10条　市長は，第４条の申請が，次の各号のいずれかに該当する場合は，その申請を却下するものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 第４条各号に規定する添付書類を提出せず，または事情聴取等の調査に応じない場合

２　市長は，前項の規定により申請を却下したときは，その申請書に対し，別記第５号様式の通知書により通知するものとする。

（減免事由の消滅届）

第11条　利用者負担額の減免を受けている者は，当該減免の対象事由が消滅した場合は，遅延なく別記第６号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

（減免の取消等）

第12条　市長は，前条の届出があったとき，または虚偽の申請その他不正な行為により利用者負担額の減免を受けたことを知ったときは，直ちに利用者負担額の減免を取り消し，当該申請者等に対し，別記第７号様式の通知書により通知するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は，平成１２年４月１日から施行する。

（東日本大震災により被災した被保険者への免除特例措置）

２　第５条第１項の規定にかかわらず，東日本大震災により被災した被保険者であって，東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（警戒区域，計画的避難区域，緊急時避難準備区域，特定避難勧奨地点（ホットスポット）の４つの区域等をいう（いずれも，解除・再編された場合を含む。）。），帰還困難区域および，旧避難指示区域等（平成２５年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。），平成２６年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部，川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点），平成２７年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部），平成２８年度および平成２９年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部，川内村の一部，南相馬市の一部，飯舘村の一部，川俣町の一部，浪江町の一部および富岡町の一部），令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部，大熊町の一部および富岡町の一部），令和４年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部，大熊町の一部，双葉町の一部および浪江町の一部），令和５年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部および富岡町

の一部）および令和７年３月３１日に指定が解除された旧帰還困難区域（飯舘村の一部および葛尾村の一部）の区域等をいう。）に住所を有し，被災後，本市に転入した被保険者については，「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（令和８年２月２７日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）に基づき，次に掲げる者の区分に応じ，当該各号に定める期間の利用者負担額を免除することができるものとする。

(1) 平成２８年以降に避難指示区域等の指定が解除された帰還困難区域の被保険者

減免の適用を開始する月から令和９年２月２８日までの間に係る利用者負担額

(2) 平成２８年以降に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層（被保険者個人の合計所得金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には，当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額）が６３３万円以上である者をいう。）を除く旧避難指示区域等の被保険者

減免の適用を開始する月から令和８年７月３１日までの間に係る利用者負担額とするほか，所得判定の結果，令和８年８月１日以降も引き続き免除の対象となる者については，令和９年２月２８日までの間に係る利用者負担額

附　則

この要領は，平成２０年２月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２９年１１月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成３０年８月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和４年３月２８日から施行し，改正後の附則第２項の規定は，令和４年３月以後の月分の利用者負担額の減免措置について適用する。

附　則

この要領は，令和５年３月２８日から施行し，改正後の附則第２項の規定は，令和５年３月以後の月分の利用者負担額の減免措置について適用する。

附　則

この要領は，令和６年３月２８日から施行し，改正後の附則第２項の規定は，令和６年３月以後の月分の利用者負担額の減免措置について適用する。

附　則

この要領は，令和７年４月１日から施行し，改正後の附則第２項の規定は，令和７年４月以後の月分の利用者負担額の減免措置について適用する。

附　則

この要領は，令和８年４月１日から施行し，改正後の附則第２項の規定は，令和８年４月以後の月分の利用者負担額の減免措置について適用する。

別表１

世帯合計所得金額	給　付　割　合	
	損　害　の　程　度	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
５００万円以下	95/100	100/100
７５０万円以下	93/100	95/100
７５０万円超	92/100	93/100

別表２

区　　分	給　付　割　合
世帯の平均実収月額が生活保護基準月額に15,000円を加えた額以下	100/100
世帯の平均実収月額が生活保護基準月額に15,000円を加えた額を超え生活保護基準月額に44,400円を加えた額以下	

減額割合区分	給　付　率		
	１割負担	２割負担	３割負担
20％以下	92/100	84/100	76/100
20%を超え40%以下	94/100	88/100	82/100
40%を超え60%以下	96/100	92/100	88/100
60%を超え80%以下	98/100	96/100	94/100

備　考

利用者負担見込月額に１０を乗じて得た額に１００分の１００から上表の支給割合を差し引いて得た割合を乗じて得た額が，申請者の高額介護サービス費または高額介護予防サービス費の利用者負担の上限を超える場合は，支給割合を１００分の１００とする。

別表３

要介護度区分	金　　額		
	１割負担	２割負担	３割負担
要支援１	5,032円	10,064円	15,096円
要支援２	10,531円	21,062円	31,593円
要介護１	16,765円	33,530円	50,295円
要介護２	19,705円	39,410円	59,115円
要介護３	27,048円	54,096円	81,144円
要介護４	30,938円	61,876円	92,814円
要介護５	36,217円	72,434円	108,651円

別記第１号様式（第４条関係）

生　活　状　況　申　告　書

年　　月　　日

（あて先）函館市長

住所
申請者
氏名

私の世帯の生活状況について，次のとおり申告いたします。
この申告書の記載内容は事実に相違ありません。

（１）最近３か月の収入支出額

収入総額　　円	支出総額　　円

（２）最近１か月間の生活費

収入		支出	
種　類	金　　額	種　類	金　　額
給　与		食　費	
年　金		家　賃	
借入金		光熱水費	
その他		その他	
合　計		合　計	

（３）家族の状況

続　柄	氏　　名	年齢	職業および勤務先	月　収

資産・負債の状況

(1) 家屋の状況
　イ　自家
　ロ　借家
　ハ　アパート

(2) 所有の家屋・土地の明細
　イ　家屋　約　　㎡　　坪
　ロ　土地　約　　㎡　　坪

(3) 預貯金等の額
　イ　預金　約　　万円
　ロ　貯金　約　　万円
　ハ　その他（株券等）
　　時価約　　万円

(4) 負債額
　イ　金額　約　　万円
　ロ　借入先

申請月の前３か月間の生活状況（具体的に）

別記第２号様式（第４条関係）

給　与　証　明　書

下記のとおり証明いたします。

年　月　日

（あて先）函館市長

住所

事業主

氏名

住　所	函館市				
氏　名					
区　分		証明当月	証明1月前	証明2月前	証明3月前
		月分	月分	月分	月分
勤務(就労)日数		日	日	日	日
給与額	基本給	円	円	円	円
	日給(　日分)	円	円	円	円
	時間給(　時間分)	円	円	円	円
	住宅	円	円	円	円
	扶養	円	円	円	円
	時間外手当	円	円	円	円
	通勤手当	円	円	円	円
	賞与	円	円	円	円
	小計(ア)	円	円	円	円
控除前	所得税	円	円	円	円
	住民税	円	円	円	円
	健康保険･厚生年金	円	円	円	円
	雇用保険	円	円	円	円
	その他	円	円	円	円
	小計(イ)	円	円	円	円
差額支給額　(ア)-(イ)		円	円	円	円

上記のとおり相違ありません。

申請者(世帯主)　住所

氏名

別記第３号様式（第４条関係）

収　入　（　無　収　入　）　申　告　書

私の世帯に係わるすべての収入について，下記のとおり申告いたします。
この申告書および添付資料の記載内容は事実に相違ありません。

年　　月　　日

（あて先）函館市長

住所
申請者（世帯主）
氏名

<table>
<tr><td rowspan="3">稼動収入</td><td>働いている者の
氏　　名</td><td colspan="2">収入の種類・職種
または勤務先の名称</td><td>当月分
見込額</td><td>1か月前
（　月）</td><td>2か月前
（　月）</td><td>3か月前
（　月）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">無収入</td><td>働いていない者の
氏　　名</td><td colspan="3">働いていない理由</td><td colspan="3" rowspan="11">収入の内容等

１　稼動収入
働いて得る給与，賃金，手当，
内職，事業収入など

２　無収入
15歳以上で働いて得る収入の
ない人

３　年金等の収入
厚生年金，国民年金，共済年金，
恩給，児童扶養手当，児童手当，
雇用保険金，福祉年金，
傷病手当金，労災給付金，
生命保険入院給付金など

４　仕送り・贈与等の収入
仕送り，養育費，贈与など

５　臨時的・財産収入
家賃，間代，地代，使用料，
物品や有価証券等の売却収入，
生命（損害）保険金（解約返戻金
を含む。）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">年金等の
収　入</td><td>受けている者の
氏　　名</td><td>年金等の種類</td><td>金　額（円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">仕送り・
贈与等の
収　入</td><td>仕送り等を
してくれる人</td><td>あなたとの続柄</td><td>金　額（円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">臨時的・
財産収入</td><td>相手方の氏名</td><td>収入の種類</td><td>金　額（円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別記第4号様式（第8条関係）

介護保険利用者負担額減免申請調査票

申請者	被保険者番号	氏名
	住　　所　　局　　番	

1. 世帯の収入状況

氏　名	続柄	年齢	職　業	平均実収月額	備　考
計（A）					

2. 申請世帯に係る生活保護基準月額

生　活　費		教育扶助	住宅扶助	各種加算	計（B）
第1類	第2類				

3. 減額割合の算式

平均実収月額（A）　－　生活保護基準月額（B）　＝　介護給付費充当可能額

＿＿＿＿円　－　＿＿＿＿円　＝　＿＿＿＿円

利用者負担金（C）　－　介護給付費充当可能額　＝　利用者負担金減額措置額（D）

＿＿＿＿円　－　＿＿＿＿円　＝　＿＿＿＿円

（D）÷（C）　×　100　＝　利用者負担金減額割合　　％

4. 特記事項

5. 決定事項

減　額	割	年　月　日～　年　月　日
免　除		年　月　日～　年　月　日
不承認		

別記第５号様式（第１０条関係）

介護保険利用者負担額減免申請却下通知書

年　　月　　日

様

函館市長

年　　月　　日付けで申請のあった利用者負担額の減免について，調査の結果，下記の理由により却下と決定したので通知します。

被保険者番号											
被保険者住所											
被保険者氏名											
決定年月日	年　　月　　日										
却下の理由											

別記第６号様式（第１１条関係）

介護保険利用者負担額減免事由消滅届出書

年　　月　　日

（あて先）函館市長

住　　所
届出者　氏　　名
電話番号

下記のとおり，利用者負担額の減免に係る事由が消滅したので，函館市介護保険利用者負担額減免取扱要領第１１条の規定により届け出ます。

被保険者番号	
被保険者住所	
被保険者氏名	
減免事由消滅 年　月　日	年　　月　　日
利用者負担額 減免消滅事由	

別記第７号様式（第１２条関係）

介護保険利用者負担額減免取消通知書

年　　月　　日

様

函館市長

年　　月　　日付けをもって，函館市介護保険規則第５条の規定により減免された利用者負担額について，下記のとおり取り消ししたので通知します。

被保険者番号	
被保険者住所	
被保険者氏名	
減免取消年月日	年　　月　　日
取消理由	